

交付申請書（様式第1号）の審査のポイント（B面）

千999-9999
住所
氏名
代表者氏名

番号
平成 年 月 日

地域センター長

ナラシ対策の申請対象者 表面(様式第1号A)で、収入減少影響緩和対策(ナラシ)の申請欄で「する」に○印を付けた申請者が記載します。(認定状況欄のうち、認定農業者、認定新規就農者、集落営農にチェックがあること。)

ナラシ対策の対象農産物
米穀 種子用以外のもので、生産数量目標の対象とされたもの。
麦 種子又は麦芽原料用以外のもの。
大豆 種子用以外又は黒大豆以外のもの。
チェック!
種子用は交付対象外となります。

ナラシ対策の地域等区分 青森県については、「青森地域」、「津軽地域」、「南部・下北地域」のいずれかが記入されている。それ以外の各県については、「全地域」と記入されている。

ナラシ対策の生産予定面積
(1) 当年において生産を予定する全ての対象農作物の種類ごとの面積が記入されている。
→ 例えば、米穀、麦、大豆を販売目的で作付けしている場合、米穀のみの申請はできません。
(2) 営農計画書(様式第2号)の「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の生産予定面積」及び「主食用米の生産数量目標等(農業者等調整後)の作付面積」を記載します。
(3) 単位に注意してください=㎡
チェック!

ナラシ対策の積立金
(1) 積立金は、10%又は20%のどちらかが必ずチェックされている。
申請者からの積立金に関する相談があった場合は、パンフレット「経営所得安定対策等の概要」のp12~16により説明してください。なお、別添「(参考)ナラシ積立金の目安」も活用してください。
(2) 積立金は、地域センターから申請者に別途送付される「積立金等通知書(担別紙様式第5号)」に基づき7月末日まで指定された納付先の口座に納付することになります。

環境と調和のとれた農業生産 「様式第〇号の参考」の内容を確認いただき、実行できている又は行うことができる場合にチェックすることになります。協議会は、この旨を申請者に必ず周知してください。

農地の有効利用
(1) 「現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地」とは、農業委員会が、利用意向調査に基づき有効利用を勧告(農地法第36条第1項による勧告)したにも関わらず、6ヶ月以上利用増進が図られていない農地で、いわゆる遊休農地のことです。
(2) 協議会は、農業委員会と情報を共有し、申請者の農地有効利用状況を確認してください。
(3) なお、表面(A面)の「調整水田等の不作付地」とは、「耕作目的でいつでも耕作できる状態に管理している農地」という考え方です。

米穀は、基本的に主食用米としての販売を目的に生産するものが対象です。
チェック!

⑤ 収入減少影響緩和対策(ナラシ)の積立申し出(ナラシ申請者が記載)

平成27年産収入減少影響緩和交付金(ナラシ)について、本年7月末日までに積立金の積立てを行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

| 対象農産物 | 地域等区分 | 生産予定面積 |
|-------|-------|----------|
| 米穀 | 全地域 | 30,134 ㎡ |
| 小麦 | 全地域 | 2,922 ㎡ |
| 大豆 | 全地域 | 2,922 ㎡ |
| | | ㎡ |
| | | ㎡ |
| | | ㎡ |

(注意事項) 対象農産物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定面積を記入してください。収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の交付に当たり、米穀の生産数量目標に即した生産を行った者であることが確認できなかった場合、米穀について補填が行われません。

⑥ ナラシ積立金の積立コースの意向選択(ナラシ申請者が記載)

該当するものにレ印を記入してください。
なお、今回は意向の確認であり積立金は実際の納付の際に最終的に選択することになります。
 10%の減収に対応した積立金を納付予定 20%の減収に対応した積立金を納付予定

⑦ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況(ゲタ・ナラシの申請者が記載)

過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。

⑧ 農地の有効利用の実施状況(ゲタ・ナラシ対象者が記載)

現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。

交付申請者管理コード
「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード
A

【地域協議会等】 【地域センター等】